

申 請

平成25年5月28日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

茨城県知事
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成25年4月3日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。
北茨城市、笠間市、土浦市において産出された茶(一番茶以降)

2 解除を申請する理由

別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

北茨城市、笠間市、土浦市で産出される一番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

【平成 24 年度】

	品 目	地点（※）	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
北茨城市	茶			モニタリング実績無し
笠間市	一番茶（飲用茶）	笠間市南友部①	H24 5/17	1.2
		笠間市南友部②	H24 5/17	12.4
		笠間市飯田③	H24 5/17	5.5
土浦市	茶			モニタリング実績無し

【平成 25 年度】

	品 目	地点（※）	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
北茨城市	一番茶（飲用茶）	北茨城市①	H25 5/20	2.3
		北茨城市②	H25 5/20	3.0
		北茨城市③	H25 5/20	2.2
笠間市	一番茶（飲用茶）	笠間市南友部①	H25 5/17	2.1
		笠間市南友部②	H25 5/17	2.5
		笠間市飯田③	H25 5/20	1.0
土浦市	一番茶（飲用茶）	土浦市上坂田①	H25 5/20	0.85
		土浦市大畑②	H25 5/20	1.2
		土浦市中貫③	H25 5/20	1.3

(※)

検査地点の選定方法

○北茨城市

北茨城市は、茨城県の北東端に位置し、北西に細い角を伸ばす三角形をしており、北が福島県いわき市、南が高萩市に接しており、東は太平洋に面している。

北茨城市の茶の生産販売農家は1戸であり、当該農家の圃場は中郷地区に1圃場のみである。今回の検査地点は、当該農家の1圃場から3箇所を選定した。なお、北茨城市において、平成23・24年度はモニタリング検査を実施していない。

○笠間市

笠間市は、茨城県の中央部に位置し、市北西部は八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯で、北西部から東南部にかけて、おおむね平坦な台地が広がっており、本地域の中央を涸沼川が北西部から東部にかけて貫流している。

笠間市の茶の生産販売農家は2戸であり、南友部地区に1戸、飯田地区に1戸である。南友部地区の当該農家の圃場は2圃場、飯田地区の当該農家の圃場は4圃場であり、各圃場の空間放射線量の測定結果に基づき、南友部地区で2圃場(①・②)、飯田地区で1圃場(③)を選定した。

なお、笠間市において、平成24年度に上記3圃場でモニタリング検査を実施しており、友部南地区の2圃場では基準値超過、飯田地区では基準値未満の結果となっている。

○土浦市

土浦市は、茨城県の南部に位置し、霞ヶ浦の北西部に面している。市の地形は、北部の新治台地と南部の稲敷台地及び両台地に挟まれた中央の低地部により形成されている。

土浦市の茶の生産農家は4戸であり、市内の上坂田地区(①)に1戸、大畑地区(②・④)に2戸、中貫地区(③)に1戸である。今回の検査地点は、それぞれの地区から1地点ずつ(大畑地区については、ほ場が隣接しているため、栽培面積の大きいほ場(②)を選定した。

なお、土浦市において、23、24年度はモニタリング検査を実施していない。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、北茨城市、笠間市、土浦市内において適切にモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である北茨城市における茶の流通は、茶園で生産した茶葉を市外1か所の加工場に販売する形態である。

笠間市における茶の流通は、茶園で生産した茶葉を、市外の1工場(JA)で加工し、契約先へ販売する形態が主である。

土浦市における茶の流通は、自家用のみの生産で販売はしていない。摘み取られた茶葉の加工を、市外1箇所の加工場に委託している。

自家用のみの生産者へは流通しないように指導を徹底する。

これまでに、23、24年産茶については収穫はしていないが、管理作業で刈り取った茶葉をすべて処分するとともに、25年産に向けては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや中切り等を実施してきた。

出荷後の管理については、各工場に対し、入荷先及び出荷先の記録を求め、販売先等の捕捉を可能とする。

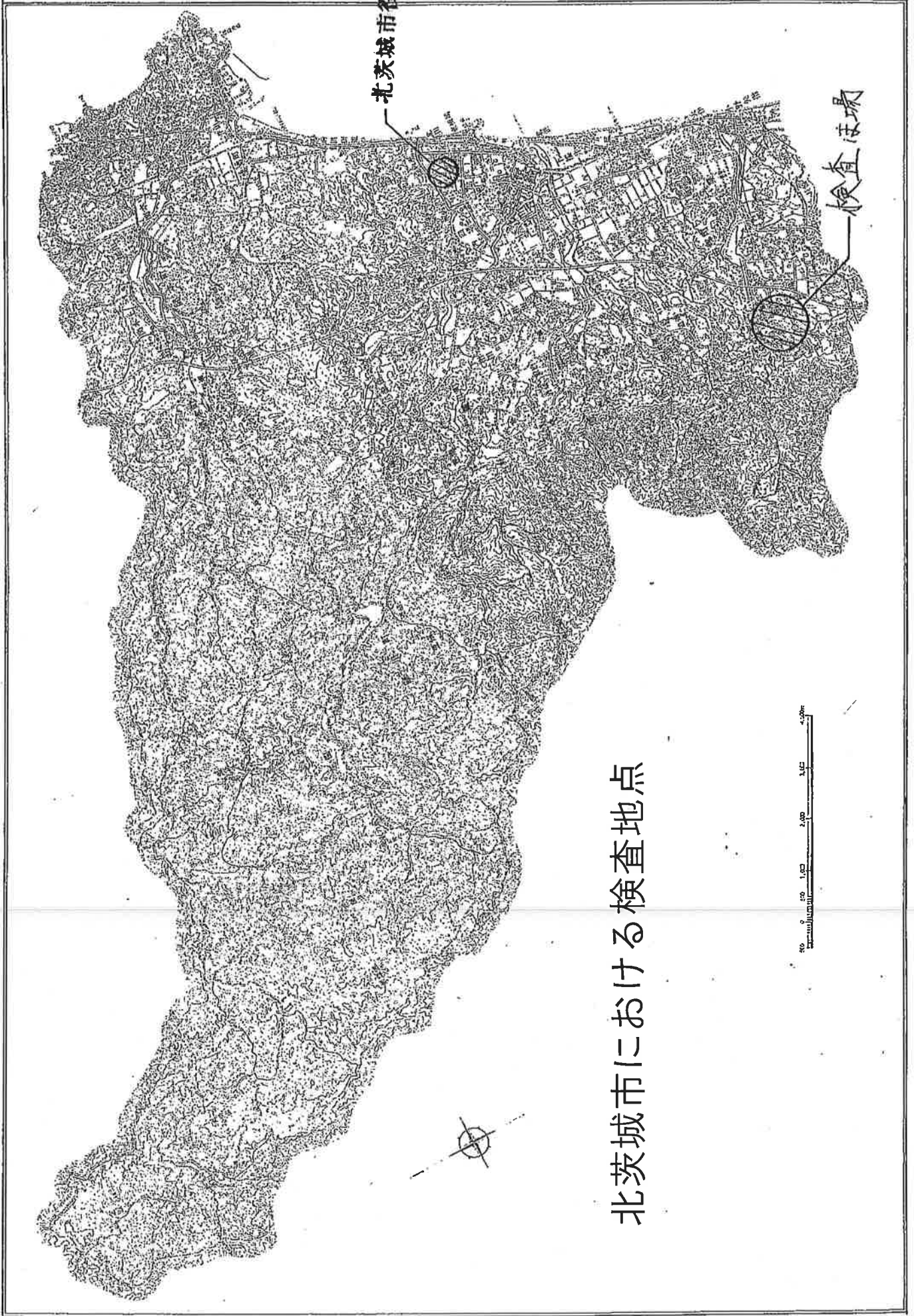
また、当該3市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、城里町、石岡市、鉾田市、水戸市、高萩市、日立市、茨城町、つくば市、牛久市の18市町及び今回解除申請する北茨城市、笠間市、土浦市の計21市町を除く茨城県下23市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

さらに、当該21市町から生産された荒茶には、市町村名の表示の徹底を図る。

5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。



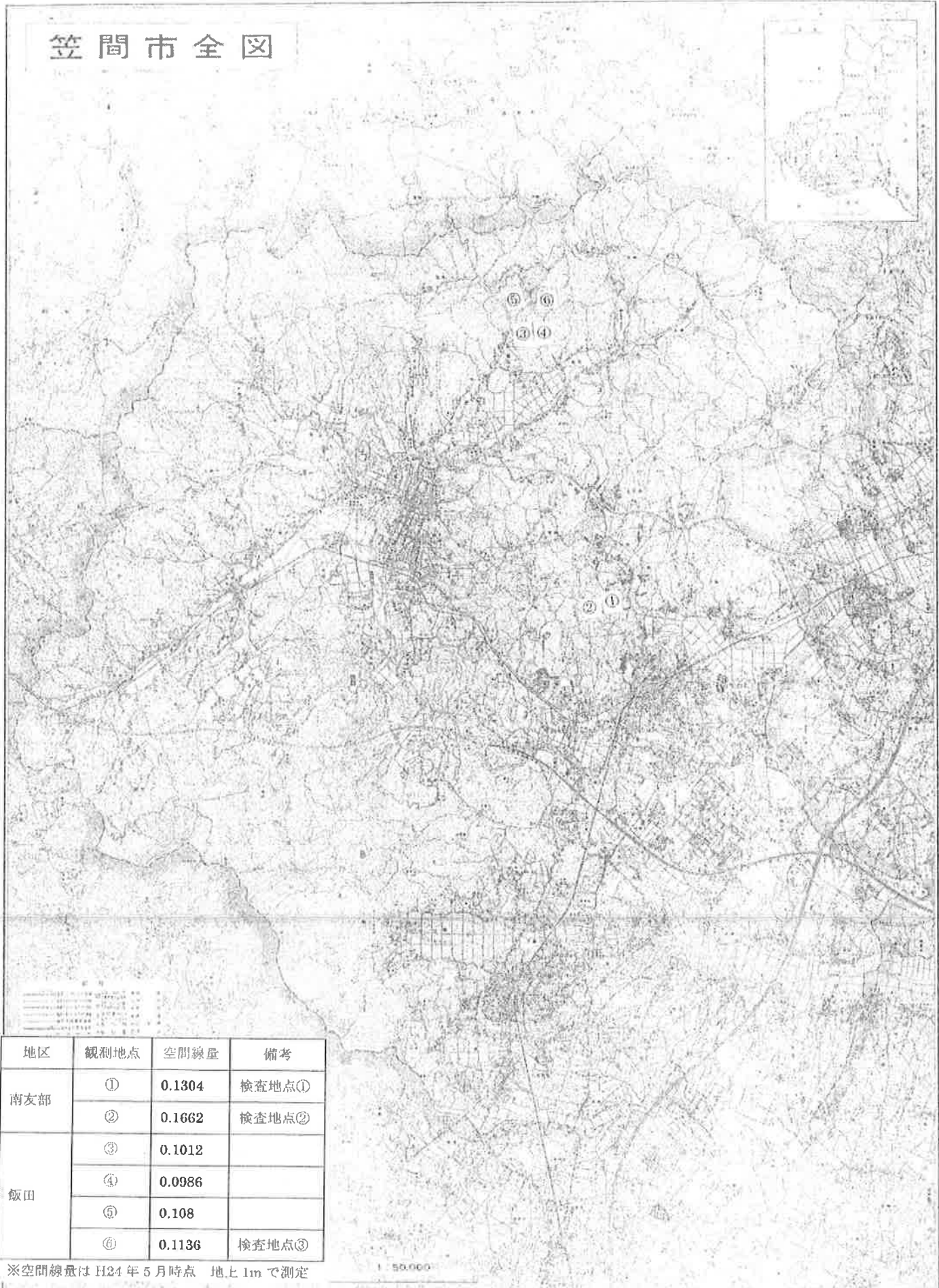
北茨城市における検査地点

北茨城市役所

検査は場



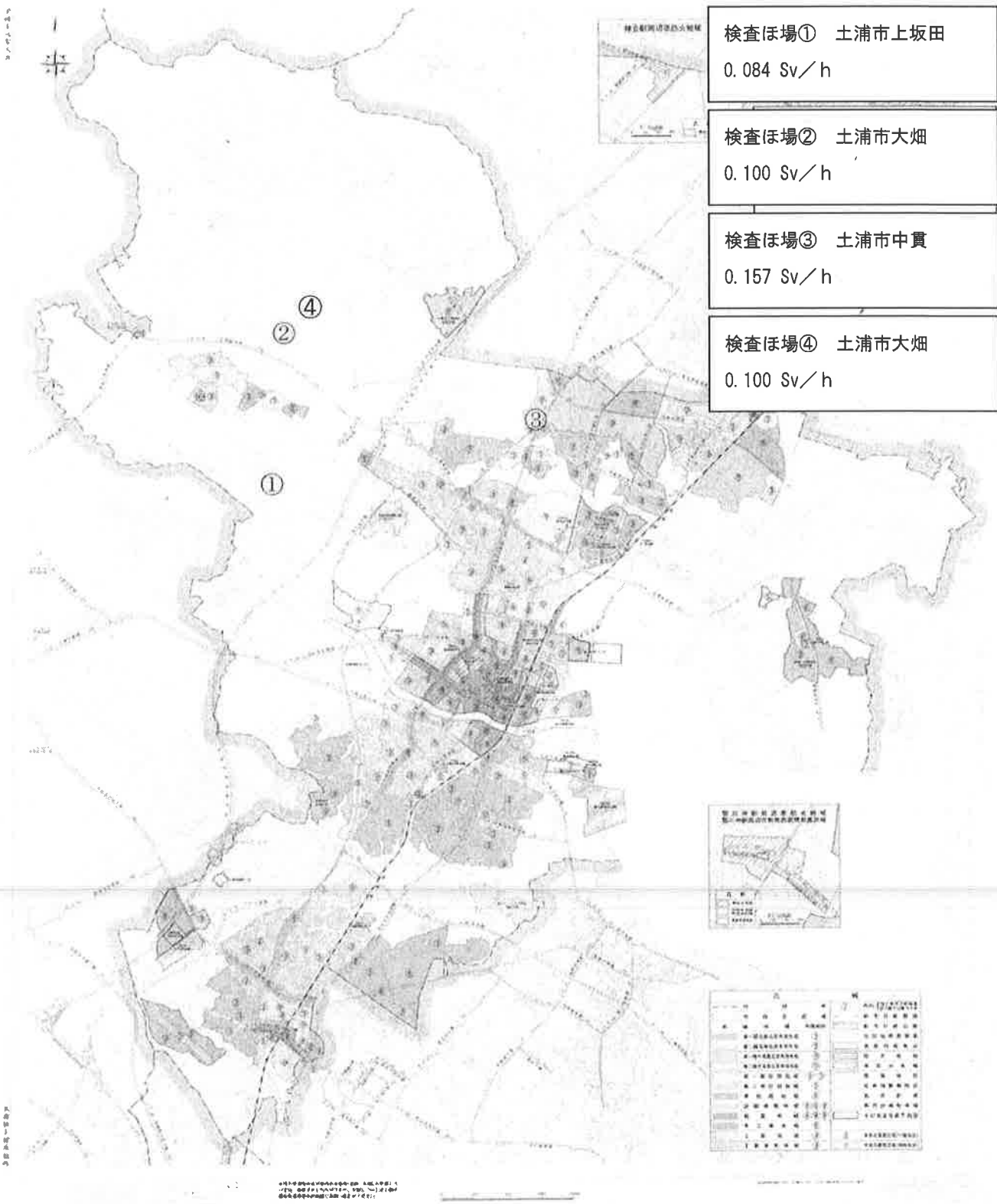
笠間市全図



地区	観測地点	空間線量	備考
南友部	①	0.1304	検査地点①
	②	0.1662	検査地点②
飯田	③	0.1012	
	④	0.0986	
	⑤	0.108	
	⑥	0.1136	検査地点③

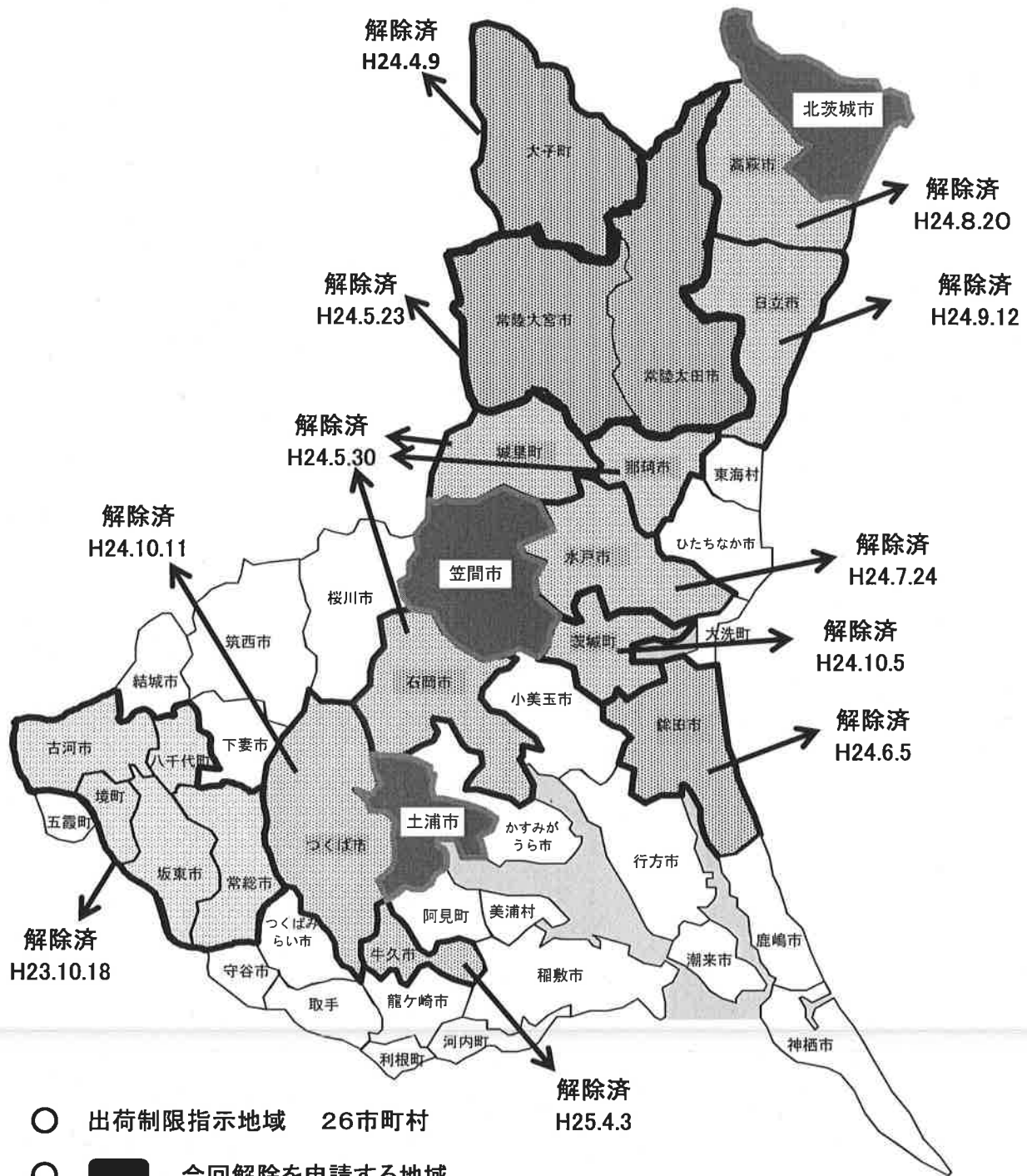
※空間線量は H24 年 5 月時点 地上 1m で測定

1 : 50,000



土浦市における検査地点

茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況



市町村名	栽培面積 (ha)	農家戸数 (戸)
北茨城市	0.08	1
笠間市	11	2
土浦市	4	4
合計	15.08	7

栽培面積 : H18農林水産統計年報より
 (北茨城市は農家聞き取りによる)
 農家戸数 : 各市調査